

広域連合長の専決処分事項の指定について

平成 23 年 3 月 25 日議決

大雪地区広域連合議会の権限に属する事項中、次の事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 180 条第 1 項の規定により、広域連合長の専決処分事項について指定する。

記

- 1 大雪地区広域連合（以下「広域連合」という。）を構成するそれぞれの町の議会で議決された負担金を財源とする緊急かつ軽易な人件費的経費の予算の補正
- 2 地方自治法第 96 条第 1 項の規定中、1 件 100 万円以内の交通事故について和解をすること及び損害賠償の額を決定すること。
- 3 広域連合が加入している一部事務組合等について、当該一部事務組合等を組織する他の地方公共団体の名称変更及び加入脱退に伴う当該一部事務組合等の規約の変更に係る関係地方公共団体の協議